

監査結果の取扱基準

令和8年4月1日
つがる市監査委員

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき実施する定期監査、行政監査、財政援助団体財政援助団体等監査等（以下「監査等」という。）の監査結果に係る指摘事項等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 監査委員は、監査等を終了したときは、その結果を決定し、これを市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、その内容をつがる市公告式条例（平成17年2月11日条例第3号）に基づき公表するほか、市のホームページに掲載する。

第3条 監査等の結果に係る指摘事項等の区分の基準は、下記の通りとし、詳細は別表に定める。

- 1 指摘事項 法令等に違反する事項又は不当もしくは適性を欠く事項で、是正又は改善を求めることが必要と認められるもの
- 2 注意事項 指摘事項と比較して軽微な事項ではあるものの、是正又は注意喚起を求めることが必要と認められるもの

附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 共通的事項

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
(1) 予算の執行	<p>ア 予算の執行が計画的かつ効率的に行われていない</p> <p>イ 総計予算主義の原則が守られていない</p> <p>ウ 予算の執行について適正な権限者が行っていない、手続が適正でない</p> <p>エ 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行している</p> <p>オ 継続費、繰越明許費の繰越扱い、使用手続に誤りがある</p> <p>カ 収支の振替及び更正手続が適正に行われていない</p>	<p>ア 左のもので軽微なもの</p>
(2) その他	<p>ア 事務処理で法令等に違反しているもの</p> <p>(ア) 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっていない</p> <p>(イ) 議会の議決事項において、議会の議決を経していない</p> <p>(ウ) 期限及び条件などが適切でない</p> <p>(エ) 時効との関係が適切でない</p> <p>(オ) 法定の経由機関を経由していない</p> <p>イ 金額等に誤りがある、または計数に違算がある</p> <p>ウ 各種帳簿及び書類において、帳簿等の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等が適正に行われていない</p> <p>エ 書類の記載内容等に不備や誤りがある</p> <p>オ 現金（前渡金、概算払金、釣銭及び窓口保管金を含む。）、有価証券等の保管及び取扱いが適正でない</p> <p>カ 歳入歳出外現金の取扱いが適正でない</p> <p>キ 寄附收受の手続が適正に行われていない</p> <p>ク その他経理事務について、執行機関における管理点検体制に不備があり、有効に機能していないもの</p> <p>ケ その他事務処理の手続き等に改善の余地があるもの、または監査委員が是正又は改善が必要と認めたもの</p>	<p>ア 左のもので軽微なもの</p>

2 収入事務

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
(1) 調定事務	<p>ア 調定がその根拠となる法令等に適合していない</p> <p>イ 条例等によらない収入について、その根拠となる規定が定められてない</p> <p>ウ 調定額の算定が適正でない、または計算誤りがある</p> <p>エ 調定の時期及び手続が適切でない、または調定漏れがある</p> <p>オ 減免、延納又は後納等の理由及び手続が適正でない</p> <p>カ 調定の取消し、更正の根拠及び手続が適正でない</p> <p>キ 前年度収入未済額について調定の繰越しがなされていない、またはその時期が適正でない</p>	ア 左のもので軽微なもの
(2) 徴収事務	<p>ア 納入の通知が適正に行われていない</p> <p>(ア) 納入通知書の必要事項に記載漏れがある、または納期限の設定が適切でない</p> <p>(イ) 納入通知書を発行せずに口頭その他正規の手続によらず収納している</p> <p>イ 延納、分納及び徴収停止の措置が適正でない</p> <p>ウ 過誤納金の還付手続が適正に行われていない</p> <p>エ 延滞金の徴収事務が適正に行われていない</p> <p>オ 収入の消込みに誤りや漏れがある、または遅延している</p> <p>カ 口座振替又は郵便振替による収納手続が適正に行われていない</p>	ア 左のもので軽微なもの
(3) 現金取扱事務	<p>ア 出納員その他の会計職員及び企業出納員、現金取扱員以外の者が現金を取り扱っている</p> <p>イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類が整備されていない</p> <p>ウ 領収書に必要な事項が正しく記入されていない、または金額・日付等を訂正している</p> <p>エ 領収書を発行しない収納金の確認が適正に行われていない</p> <p>オ 収納金の保管が適正でない、または私金と混同している</p> <p>カ 釣銭資金の設定、取扱いと保管が適正に行われていない</p> <p>キ その他収入事務について不備があるものまたは監査委員が是正又は改善が必要と認めたもの</p>	ア 左のもので軽微なもの

3 市税

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
(1) 賦課事務	<p>ア 台帳、帳簿、証拠書類等が整備、保存されていない、または記帳が適正に行われていない</p> <p>イ 課税漏れや賦課に誤りがある</p> <p>ウ 調定漏れ、調定誤りがある</p> <p>エ 非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期限延長の取扱い及び手続が、法令等の規定に基づいて適正に行われていない</p> <p>オ 申告納税に伴う手続が適正に行われていない</p> <p>カ 更正決定及び加算金の処理が適正に行われていない</p> <p>キ 不申告、過少申告に対する処理が適正に行われていない</p>	<p>ア 左のもので軽微なもの</p>
(2) 徴収事務	<p>ア 滞納者の実態が十分に調査されていない、またはその滞納の状況と理由を明確に把握し、記録していない</p> <p>イ 徴収率低下の場合、その原因の把握及び対策が適切でない</p> <p>ウ 滞納者に対する督促が適時かつ適正に行われていない</p> <p>エ 滞納者に対する滞納処分が適時かつ適正に行われていない</p> <p>オ 必要に応じ徴収猶予及び換価猶予の措置がとられていない、またはその手続が適正でない</p> <p>カ 滞納処分の執行停止が適正に行われていない</p> <p>キ 繰上徴収手続が適正に行われていない</p> <p>ク 過誤納金の処理が適正に行われていない</p> <p>ケ 不納欠損処分が適時かつ適正に行われていない</p> <p>コ 納税組合報奨金の交付事務等が適正に行われていない</p> <p>サ その他市税関係事務について不備があるものまたは監査委員が是正又は改善が必要と認めたもの</p>	<p>ア 左のもので軽微なもの</p>

4 支出事務

事項	指摘事項	注意事項
(1) 支出一般	<p>ア 違法、不当な支出又は不経済な支出にあたるもの</p> <p>(ア) 支出負担行為が法令等に違反している</p> <p>(イ) 支出負担行為が予算執行計画及び予算配当に基づいていない、またはその額を超過している</p> <p>(ウ) 特定の収入を財源とする事業についてその収入見通しが確定していない</p> <p>(エ) 支出負担行為の時期が適正でない、または漏れがある</p> <p>(オ) 支出負担行為額の算出に誤りがある</p> <p>(カ) 事実と相違した支出、債務の消滅したものに対する支出、その他違法不当な支出がある</p> <p>(キ) 事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っている</p> <p>イ 議会の議決に付すべき事由による支出において、適正にその手続がなされていない</p> <p>ウ 支出決定が、正当な権限者により行われていない</p> <p>エ 予算流用、予備費充用の手続及び時期が適切でない</p> <p>オ 支払が正当な債権者のためのものでない、または支払期限が守られていない</p> <p>カ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続が適正に行われていない</p>	ア 左のもので軽微なもの
(2) 給与その他の給付の支出	<p>ア 支給対象及び支給金額</p> <p>(ア) 支給対象となる事実が客観的資料によって確認できない</p> <p>(イ) 支給対象者の受給資格その他の要件が関係規定に合致していない</p> <p>(ウ) 支給金額が関係規定又は合理的な基準に基づいていない</p> <p>(エ) 金額積算の根拠となる日数、時間数等が関係記録と合致していない</p>	ア 左のもので軽微なもの

事項	指摘事項	注意事項
(2) 給与その他の給付の支出	イ 支給方法の適法性、妥当性	ア 左のもので軽微なもの
	(ア) 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付が適正に行われていない	
	(イ) 資金前渡、概算払による場合、その手続と精算が適正に行われていない	
	(ウ) 資金前渡による現金の取扱い及び保管が適正に行われていない	
	(エ) 未払給与金及び還付給与金の処理が適正に行われていない	
(3) 旅費の支出	ア 旅費計算が最も経済的な通常の経路により行われていない	ア 左のもので軽微なもの
	イ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されていない	
	ウ 目的・期間・時期・人員等、必要性が明確でない支出がある	
(4) 食糧費等の支出	ア 証拠書類が整えられていない、またはその計数等に誤りがある	ア 左のもので軽微なもの
	イ 支出基準が社会通念上適切でない、またはその支出基準に基づいて実施されていない	
	ウ 報告された日時、出席人員、請求金額等が証拠書類と一致していない	
(5) 需用費、備品購入費等の支出	ア 検査検収が行われていない、または物品供給、修繕等の事実がない	ア 左のもので軽微なもの
	イ 物品の購入が計画的かつ効率的に行われていない、または在庫量が需要予測に基づいていない	
	ウ 特に年度末において当面必要としない物品を購入している	
(6) 役務費、使用料及び賃借料の支出	ア 債務の確認が行われていない、または役務提供又は使用関係がない	ア 左のもので軽微なもの
	イ 経費の節減上効率的な執行がなされていない	
	ウ 切手、印紙等の使用及び保管管理が適正に行われていない	
(7) 委託料の支出	ア 委託の内容が適切でない、または性質上委託することが不適切なもの	ア 左のもので軽微なもの
	イ 委託の相手方及び選定方法が適切でない	
	ウ 委託料の算定根拠が、合理的な基準に基づき行われていない	
	エ 委託料の支出、精算報告が委託契約書の内容に基づき適正に行われていない	

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
(7) 委託料の支出	オ 委託内容の履行確認が適正に行われていない、または履行期限が守られていない	ア 左のもので軽微なもの
	カ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託している	
	キ 委託の成果物が契約書に基づき適正に受領されていない	
(8) 工事請負費の支出	ア 竣工検査が行われていない、または工事請負の事実がない	ア 左のもので軽微なもの
	イ 請負代金の支払が契約書の金額と合致していない、または契約書に定められた期間内に支払われていない	
	ウ 前払金、部分払金の支払が適時適正でない、または前払金保証契約を支払以前に締結していない	
	エ 検査完了以前に支払をしている	
(9) 負担金、補助及び交付金の支出	ア 公益性のない事業又は団体に補助金を交付している	ア 左のもので軽微なもの
	イ 補助金等の算出が合理的な基準により行われていない、または補助金等の交付額に誤りがある	
	ウ 補助金等の交付時期が妥当でない	
	エ 実績報告に基づく補助金等の支出について、その成果の確認が行われていない	
(10) 償還金、利子及び割引料の支出	ア 国庫補助金等の精算において計算誤りがある	ア 左のもので軽微なもの
	イ 過誤納還付金の算出に誤りがある、または還付加算金の算出に誤りがある	
	ウ 過誤納還付金で時効により支出義務が消滅しているもの	
(11) その他	ア 支出の原因となる事実が発見された後、支出手続が速やかにとられていない	ア 左のもので軽微なもの
	イ 資金前渡で支出した場合において、精算が正しく行われていない	
	ウ その他支出事務について不備があるものまたは監査委員が是正又は改善が必要と認めたもの	

5 契約事務

事項	指摘事項	注意事項
(1) 契約の方法及び手続	ア 設計書及び仕様書が適正に作成されていない、または誤りがある	ア 左のもので軽微なもの
	イ 予定価格の算定に誤りがある、または予定価格の作成において歩切りを行っている	
	ウ 随意契約の理由が適正でない	
	エ 随意契約による場合で、2名以上の者から見積書を徴していない、また例外的に1名の者から見積書を徴する場合、その理由が適切でない	
	オ 議会の議決を要する契約について、仮契約を締結するなど必要な手続が取られていない、または議決前に仮契約で着手されている	
	カ 翌年度以降経費の支出を伴う契約について予算で債務負担行為として定めていない（継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除く）	
	キ 予算の配当額を超える契約及び配当前に契約を締結している	
	ク 明らかに入札を回避する目的で意図的に分割発注し、かつ同一の者と契約している	
	ケ 契約書、見積書等、契約関係書類及び簿冊の記載内容や整備状況に不備や誤りがある、または必要書類が未整備、未提出である	
	コ 収入印紙が契約金額に応じて貼付されていない、または消印されていない、不要な印紙を貼付している	
サ 契約保証金の取扱いが適正に行われていない（実績免除の金額を超える契約で実績により免除している場合等）		
シ 設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容が適切でない、または事務手続が適正に行われていない		
(3) 契約の履行	ア 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限が守られていない、または工事完了報告の時期が適正でない	ア 左のもので軽微なもの
	イ 工事が設計書どおりに施工されていない、または粗雑工事、手抜き工事となっている	
	ウ 契約日以前に着工している	
	エ 物品が、契約書の規格、数量等に合致していない	

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
(3) 契約の履行	オ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認していない	ア 左のもので軽微なもの
	カ 監督職員及び検査職員の任命が適切でない（監督職員と検査職員を同一の者が兼務している）	
	キ 監督及び検査、検収、立会いが適切に行われていない	
	ク 検査の実施時期が著しく遅延している	
	ケ 検査調書等、検査記録が整備されていない	
	コ 工事成績評定が適切に行われていない	
	サ 契約代金及び前払金の支払事務が適切でない	
	シ 検査又は検収の結果、不合格の場合の措置が適切に行われていない、または検査結果を受注者に通知していない	
	ス 契約履行の遅滞及び不履行に対する契約の解除、違約金及び履行保証保険金の徴収等の措置が適正でない、または契約解除後の措置が適正に行われていない	
	セ 契約の目的物に契約不適合がある場合に、速やかに修補又は損害賠償を請求していない	
ソ その他契約事務について不備があるものまたは監査委員が是正又は改善が必要と認めたもの		

6 財産管理

事項	指摘事項	注意事項
(1) 公有財産	ア 財産の取得及び処分	ア 左のもので軽微なもの
	(ア) 財産の取得及び処分の手続が適正でなく、違法又は不当である	
	(イ) 財産の取得及び処分の相手、時期及び価格が適切でない	
	(ウ) 財産の取得及び処分に伴う登記又は登録が適時、適正になされていない	
	(エ) 取得した土地、建物等の財産が、その位置、構造等からみて使用目的に適合していない	
	イ 財産の管理	
	(ア) 財産台帳が調製されていない、または取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録していない	
	(イ) 財産の維持管理及び補修が適切に行われていない、または法令等に基づき防火、防災対策が適正に行われていない	
	(ウ) 違法又は不当な財産の管理を行っている、または違法又は不当に財産の管理を怠っている	
	ウ 財産の貸付（目的外使用）	
	(ア) 貸付（使用許可）の理由が適切でない	
	(イ) 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件が適正でない	
	(ウ) 貸付（使用）料、保証金の減免についてその理由、金額が適正でない	
エ その他財産管理事務について不備があるものまたは監査委員が是正又は改善が必要と認めたもの		

7 債権・基金

事項	指摘事項	注意事項
(1) 債権	<p>ア 債権の内容、発生根拠、債務者、履行条件及び履行状況等、債権管理上の必要事項が把握されていない</p> <p>イ 債務の確実な履行を担保する手段（担保等の設定等）が講じられていない</p> <p>ウ 履行期限を繰り上げることができる理由が生じた場合に、必要な処理が行われていない</p> <p>エ 履行期限までに履行されていない債権について督促がなされていない、または督促後相当の期間を経過した債権について、強制執行その他保全及び取立てに必要な措置がとられていない</p> <p>オ 債権の徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除が、政令の定めるところによりなされていない</p> <p>カ 債権の記録が適正に行われていない</p>	ア 左のもので軽微なもの
(2) 基金	<p>ア 基金設置目的が明瞭でない、または目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されていない</p> <p>イ 基金の取崩し手続が適正に行われていない</p> <p>ウ 基金運用から生ずる収益及び管理経費の処理が適切に行われていない</p> <p>エ 収支の記録が正確でない、または収支の計算に誤りがある</p> <p>オ その他基金に属する財産の管理が適正に行われていない</p> <p>カ その他債権・基金事務について不備があるものまたは監査委員が是正又は改善が必要と認めたもの</p>	